

交通の規則を書いた本



★車やバイクを運転するときは運転免許が必要です。無免許運転(=運転免許をもらわずに運転すること)をすると警察に捕まります。

- 刑務所(=警察に捕まった人が行くところ)に入ることがあります。
- 一番多くて 50万円を払うことがあります。

★無免許運転(=運転免許をもらわずに運転すること)をするかもしれない人に車やバイクを貸してはいけません。車やバイクを貸した人も警察に捕まります。

- 一番多くて 3年間 刑務所(=警察に捕まった人が行くところ)に入ることがあります。
- 一番多くて 50万円を払うことがあります。

★無免許運転(=運転免許をもらわずに運転すること)をする人の車に乗ってはいけません。無免許(=車やバイクの運転免許を持っていないこと)の人に運転をお願いして一緒に車に乗ると警察に捕まります。

- 一番多くて 2年間 刑務所(=警察に捕まった人が行くところ)に入ることがあります。
- 一番多くて 30万円を払うことがあります。

★無免許(=車やバイクの運転免許を持っていないこと)の人に車やバイクを運転するように言っははいけません。無免許(=車やバイクの運転免許を持っていないこと)の人が車やバイクを運転しようとしたら警察に連絡をしてください。運転するように言うと警察に捕まります。

- 一番多くて 3年間 刑務所(=警察に捕まった人が行くところ)に入ることがあります。
- 一番多くて 50万円を払うことがあります。

★悪いことをして運転免許証をもらってははいけません。

- 他の人の名前です試験を受けてはいけません。

★悪いことをして運転免許証をもらおうと警察に捕まります。

- 一番多くて 3年間 刑務所(=警察に捕まった人が入るところ)に入ることがあります。
- 一番多くて 50万円を払うことがあります。

★車を運転するときは

- 運転免許証が必要です。
- 酒を飲んでははいけません。守らないと警察に捕まります。罰を受けます。

★自分の車を持つ(買う)ときは

- 自動車検査証(=車の検査が終わったことが書いてある紙)が必要です。
 - 自動車損害賠償責任保険(=車を運転するときに必ず入る保険)に入っていること。
- ※任意保険(対人・対物)(=自分で考えて入る保険)
交通事故で人にけがをさせたとき物を壊したときにお金が払われます。

★事故を起こしたときは

- 必ず 110(=警察の電話番号)に電話をしてください。
- けがをした人がいるときは必ず 119(=救急車(=けがや病気の人を急いで病院に運ぶ車)の電話番号)に電話をして救急車を呼んでください。
- 必ず警察の人と救急車が来るまで待っていてください。

編集発行 静岡県くらし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話番号 : 054-221-2104 FAX : 054-221-5516

E-mail : kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp



2022.2 初版
2023.2 改訂

交通規制<=車や自転車で 道を走るとき の約束>

約束を守らないと罰を受けます。
約束を守らないと事故が起きます。
必ず約束を守ってください。



日本の標識<=規則が書かれた平らなもの>など

★信号機

必ず信号を守ってください。
守らないと大きな事故が起きます。



★進入禁止

車でここから先へ進んではいけません。



★踏切警報機

音が鳴ったら線路を渡ってはいけません。
電車が通るのを待ってください。



★一時停止

①道の白い線で必ず止まってください。
②右と左を見てから進んでください。



★速度規制

車を運転するときは標識<=規則が書かれた平らなもの>や道に書かれている数字より速く走ってはいけません。
数字がないときは60km/hより速く走ってはいけません。
※50ccのバイクは30km/hより速く走ってはいけません。
●道路標識<=平らなものに書かれた規則> 50<=50km/h>
●道路標識<=道に書かれた規則> 30<=30km/h>



●道路標識



★指定方向外進行禁止

矢印の方向だけへ進むことができます。

★駐停車禁止

少しの間でも車を停めることができません。



●道路標識



★駐停車禁止

長い時間道に車を停めてはいけません。
他の車が通れません。
事故が起きることがあります。



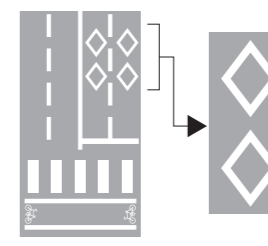
★車輦通行止め

車や自転車は通れません。
人だけ通ることができます。
ちがう道を通ってください。



★徐行<=すぐに止まることが出来る速さ>

先へ進むとあぶないところがあります。
ゆっくり走ってください。

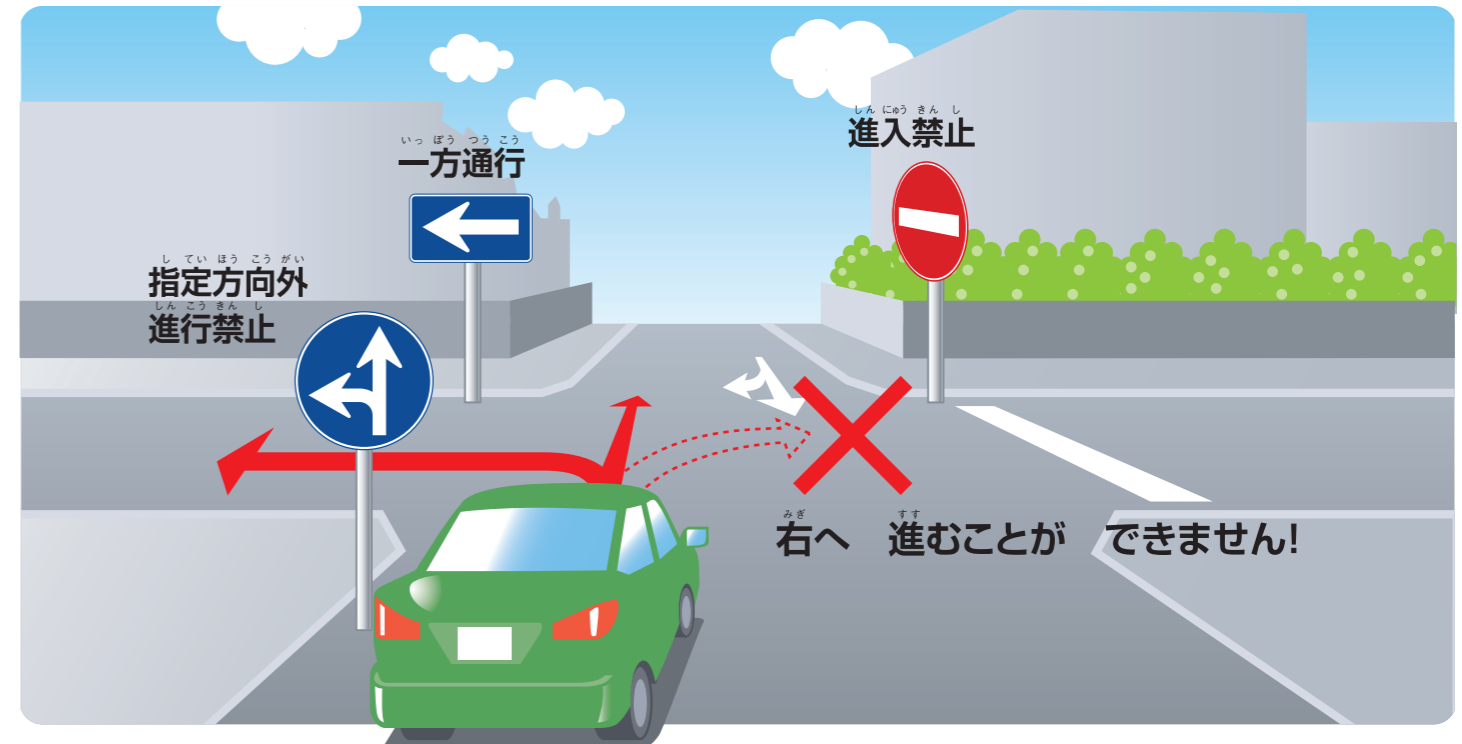


★横断歩道または自転車横断帯あり

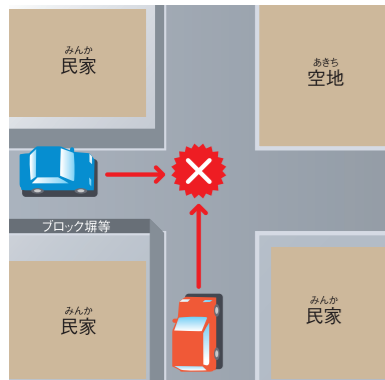
この先に横断歩道<=人が渡る場所>があります。
この先に自転車横断帯<=自転車が渡る場所>があります。

★一方通行

矢印の方向しか進むことができません。



よく起きる事故



1 まわりがよく見えない

交差点(=道と道が)かさなる場所

★事故を起こさないためにすること

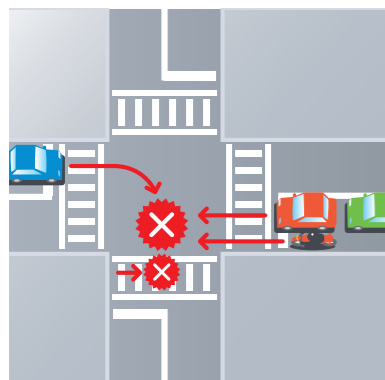
- 前や右、左から車が来るかもしれないと考えることが大切です。
- まわりをよく見てください。
- すぐに止まれる速さで走ってください。



2 一時停止標識がある交差点

★事故を起こさないためにすること

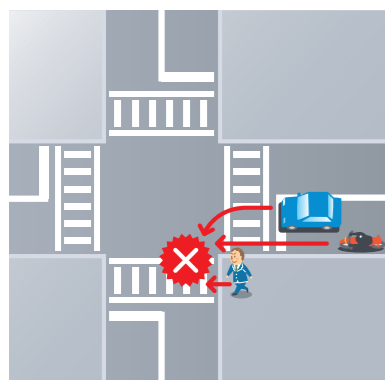
- 一時停止標識(=「止まれ」のしるし)を見つけてください。
- ①道の白い線で必ず止まります。
- ②まわりがよく見えるところまでゆっくり進みます。
- ③もう一度止まってまわりをよく見ます。



3 右へ曲がる時の事故

★事故を起こさないためにすること

- 前から走ってくる車やバイクに注意してください。
- 対向渋滞車両(=反対の道で並んで止まっている車)の横から自転車やバイクが走ってきます。
- 道を渡っている人に注意してください。



4 左へ曲がる時の事故

★事故を起こさないためにすること

- ①すぐに止まれる速さで走ります。
- ②左へ曲がる前に道の左へ寄ってください。
- ③左へ曲がる前に左の後ろから車やバイクが来ていないか見ます。
- ④道を渡る人に注意してください。

外が暗くなってきたら 光るものを体に付けてください。



光るものは夜でも遠くからよく見えます。

★車を運転している人は100m先の光るものが見えます。

※60km/hで走っている車は止まるまでに44mくらい進みます。

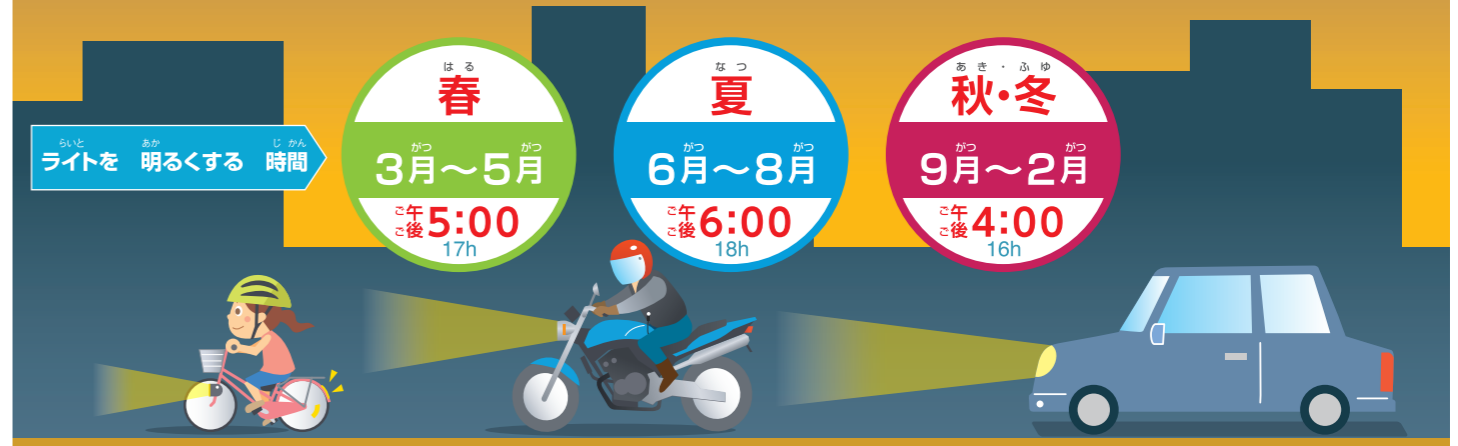


外が暗くなってきたら、車のライトを明るくしてください。



～事故は夕方に多く起きています～

★夕方には車もバイクも自転車もライトを明るくしてください。



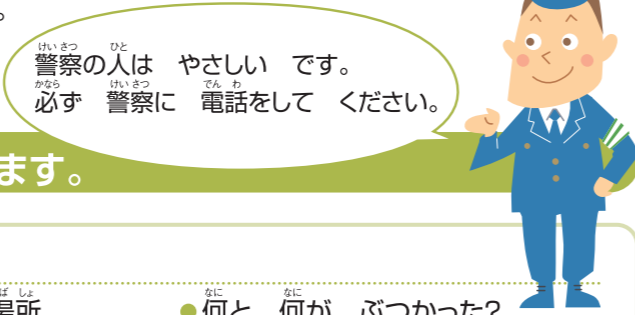
事故が起きたらすること

- ★交通事故を起こした人の罰は法律(=日本の規則)で決まっています。日本の人も外国の人も同じ罰です。
- ★交通事故を起こしたら必ず警察に連絡してください。けがをした人がいたらすぐに救急車を呼んでください。事故の場所から逃げると罰が重くなります。



119(=救急車の電話番号)に電話をして救急車を呼んでください。

- ①けがをした人を安全な場所に動かしてください。
- ②その後に救急車を呼んでください。



警察の人はやさしいです。必ず警察に電話をしてください。

携帯電話でも警察(110)に電話ができます。

警察の人に話すこと

- 交通事故の日にちと時間
- 交通事故の場所
- 何と何がぶつかった?
- けがをした人は話ができるのか?
- 自分の住んでいる場所、自分の名前、自分の電話番号

※日本語を話すことができないときはあなたのそばにいる日本の人に警察へ電話をしてもらってください。

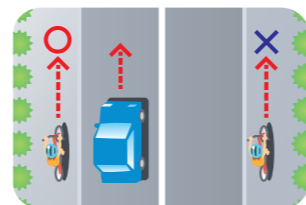
自転車に乗る時の規則

自転車保険(=自転車で事故を起こした時などに自分の代わりに相手にお金を払ってもらえるしくみ)に入ってください。

★自転車安全利用五則(=自転車に乗る時の5つの約束)

- 1 自転車は車が通る道を走ります。
道の左はしを走ります。
- 2 交差点(=道と道がかさなる場所)は信号を守り。交差点(=道と道がかさなる場所)は止まってまわりをしっかりと見る。
- 3 夜はライトを明るくする。
- 4 酒を飲んだら乗らない
- 5 ヘルメットをかぶってください。

★歩道(=歩く人のための道)がない道路では自転車は左の路側帯(=道路のはしに書いてある白い線の外の場所)を走ります。



外国人が日本の運転免許をもらうためには交通ルールと運転の確認や、試験をやりませ。下の図を見てください。



自分の国の運転免許証を持っていますか?

- 本物の運転免許証が必要です。
- 自分の国の運転免許証をもらってから3か月以上自分の国で生活している。

はい

交通ルールと運転の確認は次のことをします。

- 紙に書いた交通ルールの質問に答えてください。
- コース(=運転を確認するために作った道)で車やバイクの運転をします。

いいえ

運転を教えてください人はいますか?

はい

試験を受けます。

- 紙で質問に答える試験と運転をする試験をやりませ。

いいえ

指定自動車教習所(=車の運転を教える場所)へ行ってください。

★わからないことがあるときは下の運転免許センターに電話をしてください。(日本語だけです。)

- 東部運転免許センター TEL.055-921-2000 (沼津市足高字尾上241-10)
- 中部運転免許センター TEL.054-272-2221 (静岡市葵区与一6-16-1)
- 西部運転免許センター TEL.053-587-2000 (浜松市浜北区小松3220)

★自転車の違反(=規則を守らないこと)をした人は「自転車運転者講習」(=自転車の規則を勉強する会)を受けなければいけません。「自転車運転者講習」を受けないと一番多くて5万円を払うことがあります。

「自転車運転者講習」を受ける必要がある人

- 14歳以上の人
- 3年の間に2回以上規則を守らなかった人

「自転車運転者講習を受けてください」という知らせがあります。

自転車運転者講習を受けるとき

- 時間: 3時間
- お金: 6,000円

受けない場合

- 一番多くて5万円を払います。

してはいけないこと

- 信号を守らない
- 走ってはいけない場所を走る
- 止まる場所で止まらない
- 酒を飲んで運転をした
- ブレーキが弱い、ブレーキが付いていない自転車を運転したなどです。